

「青森県ため池管理支援業務委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

青森県知事

記

1 業務名

青森県ため池管理支援業務委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、管理及び監視体制の脆弱化が懸念されている県内の防災重点農業用ため池において、維持管理の状況を確認・指導するパトロール、ため池の管理者等に対する研修会を実施し、ため池の適切な維持管理及び防災意識の向上を図ることを目的とする。

(2) 概要

ア ため池パトロールの実施 一式

イ ため池保全管理研修会の実施 一式

3 応募資格及び応募要領

別紙応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領を御参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」に御照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

農林水産部農村整備課 防災・積算グループ 担当者 駒井・高橋

T E L 017-734-9556

青森県ため池管理支援業務委託 応募要領

1 業務名

青森県ため池管理支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、管理及び監視体制の脆弱化が懸念されている県内の防災重点農業用ため池において、維持管理の状況を確認・指導するパトロール、ため池の管理者等に対する研修会を実施し、ため池の適切な維持管理及び防災意識の向上を図ることを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり。

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年12月25日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できるものは、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者とする。

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

- ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- エ 県内に本店又は支店を有していること。
- オ 配置予定主任担当者は、技術士（農業土木又は農業農村工学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）又は博士（農学）を有していること。
- カ 配置予定主任担当者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

- （1）本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと）
- （2）提出期間
令和8年8月3日（月）から令和8年8月10日（月）
「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- （1）6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。
 - ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）
前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。
 - イ 配置予定主任担当者の能力（企画提案書様式3）
配置予定主任担当者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。
 - ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）
本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。
- （2）提出方法
様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により1部提出すること。（提出期限内に必着のこと）
ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。
- （3）提出期間
令和8年8月3日（月）から令和8年8月19日（水）
休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添「評価基準及び留意事項」参照）

- （１）応募資格の有無
- （２）企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）
 - ア 過去１０年間の同種業務の実績
 - イ 配置予定主任担当者の能力
 - ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- （１）契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を８の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- （２）審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和８年８月２４日（月）までに通知（別紙様式第３号）する。
- （３）契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日以内（休日等を除く。）に農村整備課長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-8570 青森県青森市長島１－１－１

農林水産部 農村整備課

防災・積算グループ 駒井、高橋

TEL：017-734-9556

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前９時から午後５時まで

- （４）農村整備課長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- （１）提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- （２）参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- （３）提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- （４）参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- （５）受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認め

ない。

- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書は無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、農村整備課長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年8月10日（月）までに、書面により、12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、4,961千円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、青森県知事と企画提案書の見積額の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

農林水産部 農村整備課

防災・積算グループ 駒井、高橋

TEL：017-734-9556

青森県ため池管理支援業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、管理及び監視体制の脆弱化が懸念されている県内の防災重点農業用ため池において、維持管理の状況を確認・指導するパトロール、ため池の管理者等に対する研修会を実施し、ため池の適切な維持管理及び防災意識の向上を図ることを目的とする。

(業務場所)

第3条 業務場所は、県内全域とする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、契約締結の翌日から令和8年12月25日までとする。

(業務概要)

第5条 本業務の概要は次のとおりである。

項 目	内 容
1 ため池パトロールの実施	一 式
2 ため池保全管理研修会の実施	一 式

第2章 作業条件

(作業条件)

第6条 本業務における作業条件は次のとおりである。

項 目	内 容
基本条件	・ ため池管理者の維持管理技術の向上を目的としたため池パトロールや研修会の実施及び相談への対応を行う。

(参考図書)

第7条 本業務の実施に当たり、参考とすべき図書を次に示す。

名 称	編者・著者・発行所	制定(改訂)年月
ため池管理マニュアル	農林水産省農村振興局整備部 防災課	令和2年6月
ため池管理マニュアル	青森県農林水産部農村整備課	平成26年3月
ため池ハザードマップ作成の 手引き	農林水産省農村振興局整備部 防災課	平成25年5月

(貸与資料)

第8条 貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料 名	部 数	備 考
青森県ため池台帳	1部	
ため池データベース	一式	

(参考図書及び貸与資料の取り扱い)

第9条 前8条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取り扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾が有る場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 業務の内容

(業務の内容)

第10条 業務の内容は、以下のとおりである。

項 目	数 量	内 容
1 ため池パトロール及び管理者向け研修会の実施	一式	
(1) ため池パトロール	14 回	・別添「調査等ため池一覧」に示す防災重点農業用ため池を対象として、高水時及び低水時にため池の維持管理の状況に係る確認・指導を行うため池パトロールを実施 (5か所×2回) ・別添「調査等ため池一覧」に示す防災重点農業用ため池を対象として、安全管理施設の設置及び破損状況等を調査し、各ため池の実情に応じた対策について検討・提案 (4か所×1回)
(2) ため池保全管理研修会	5 回	・別添「調査等ため池一覧」に示す防災重点農業用ため池を対象として、ため池周辺のため池管理者（市町村、土地改良区他）及び地域住民を参集し、ため池の役割、保全管理の重要性、ハザードマップを利用した防災意識、維持管理技術及び安全対策向上を目的とした研修会を実施 (5か所×1回)
(3) 準備及び取りまとめ	一式	・上記のため池パトロール及び研修会に係る開催準備、資料作成及び取りまとめ
(4) 調査結果取りまとめ	一式	・上記に係る資料作成及び取りまとめ

(業務上の留意事項)

第11条 業務上、特に留意する点は以下のとおりである。

- 1 研修会資料は、参加者が理解し易いようできるだけ分かりやすい表現とし、可能な限り図やイラストを使用すること。
- 2 指導・助言にあたっては、ため池に関する一般的な事項及び当該ため池の条件を踏まえた内容とすること。

(作業上の留意事項)

第12条 作業上、特に留意する点は以下のとおりである。

- 1 ため池パトロール及び現地調査の際には、事前に関係者へ連絡を入れてから行うこと。
- 2 ため池パトロール及び現地調査の際には、調査者及び研修会参加者の転落事故や水難事故等に対する安全対策を十分に講じること。

(主任担当者)

第13条 主任担当者は、技術士（農業土木又は農業農村工学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）又は博士（農学）を有する技術者であること。

第4章 打合せ

(打合せ)

第14条 打合せ回数及び時期は次のとおりとする。

回数	時期	打合せ内容
第1回	着手前	作業条件及び業務内容について確認を行う。
第2回	中間	研修会前に説明資料内容等について打合せを行う。
第3回	報告書作成時	報告書の取りまとめ内容について打合せを行う。

第5章 成果物

(成果品及び提出部数)

第15条 提出すべき成果品及び部数は下記のとおり。

成果品名	規格	部数	備考
1 業務報告書	A-4縦版	正1部、副1部	
2 電子成果品	電子媒体 (CD-ROM等)	正1部、副1部	

(成果品の装丁等)

第16条 成果品の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書は、マニュアルの他、検討過程や参考図書等について1冊にまとめること。
- 2 業務報告書の装丁は、チューブ式ファイルとする。
- 3 提出先は、青森県農林水産部農村整備課とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第17条 この特記仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

「調査等ため池一覧」

研 修 会 等	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北	
	対象ため池	所在市町村	対象ため池	所在市町村	対象ため池	所在市町村	対象ため池	所在市町村	対象ため池	所在市町村	対象ため池	所在市町村
①ため池パトロール ②ため池保全管理に関する研修会	山下ため池	青森市	砂沢溜池（上）	弘前市	市野沢溜池	八戸市	長谷溜池	鱒ヶ沢町	猫又溜池	三沢市		
③安全管理施設の設置及び 破損状況等調査	長科下溜池	蓬田村	後山溜池	弘前市	目時第1溜池	三戸町			沼田（松）溜池	東北町		

(別添) 評価基準及び留意事項

評価基準等は次のとおりである。

1 応募資格の判定

応 募 資 格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定主任担当者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定主任担当者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判 定		

2 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30 点)	企業評価〔10 点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価〔20 点満点〕	
	(2) 配置予定主任担当者の保有資格	
	①技術士（農業土木又は農業農村工学）、 博士（農学）	7 点
	②R C C M（農業土木）、農業土木技術管理士	4 点
	(3) 配置予定主任担当者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(4) 配置予定主任担当者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6 点
	②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③上記以外	0 点
	30 点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70 点)	70 点×（1－見積価格／予定価格）	点
合 計 (100 点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

農村整備課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

農村整備課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「□□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 ○部 (正 1 部、副○部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

農村整備課長

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合、業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定主任担当者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定主任担当者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定主任担当者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定主任担当者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定主任担当者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技 師 長	主任 技師	技 師 A	技 師 B	技 師 C	技 術 員		

(別紙 1)

配置予定主任担当者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定担当者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年